

改正

平成12年3月31日規則第32号

平成18年4月1日規則第30号

平成25年4月1日規則第19号

平成27年3月27日規則第20号

令和3年3月23日規則第11号

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例施行規則

千歳市霊園及び墓地条例施行規則（昭和32年千歳市規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例（平成3年千歳市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の承認の申請）

第2条 条例第2条第1項の規定により霊園又は墓地の使用の承認を受けようとする者は、霊園（墓地）使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）住民票

（2）その他市長が必要と認める書類

2 条例第2条第1項の規定により合葬墓の使用の承認を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、合葬墓使用承認申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）焼骨使用（申請者以外の者の焼骨を埋蔵することをいう。以下同じ。） 次のアからエまでに掲げる書類

ア 次条第2号アに該当する者にあつては、住民票及び戸籍の謄本又は抄本

イ 次条第2号イに該当する者にあつては、住民票の除票又は戸籍の附票

ウ 火葬許可証、改葬許可証又は収蔵証明書

エ その他市長が必要と認める書類

（2）生前使用（申請者の死亡後にその者の焼骨を埋蔵することをいう。以下同じ。） 次のアからウまでに掲げる書類

ア 住民票又は戸籍の謄本若しくは抄本

イ 合葬墓埋蔵者選定届（第3号様式）

ウ その他市長が必要と認める書類

（承認の要件）

第3条 前条に規定する使用の承認に関し、条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者であることとする。

（1） 霊園又は墓地の使用 前条第1項に規定する申請書を提出する日において引き続き6月以上市内に住所を有する者であること。

（2） 合葬墓の焼骨使用 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する者であって、その者の親族（配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族に限る。）の焼骨を埋蔵しようとするもの

イ 市内に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者

ウ 市内の霊園又は墓地から改葬を行おうとする者

（3） 合葬墓の生前使用 市内に住所又は本籍を有する者であって、その者の死亡後にその者の焼骨を埋蔵する者（以下「埋蔵者」という。）を有するものであること。

（使用承認証）

第4条 市長は、霊園、墓地又は合葬墓（以下「霊園等」という。）の使用を承認したときは、霊園（墓地）使用承認証（第4号様式）又は合葬墓使用承認証（第5号様式）を交付する。

2 前項の使用承認証（以下「使用承認証」という。）を亡失又は汚損したときは、速やかに霊園等使用承認証再交付申請書（第6号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（使用の承認の変更等）

第5条 霊園等の使用の承認を受けた者（条例第8条の規定により使用权を継承した者を含む。以下「使用者」という。）は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、霊園等使用承認変更届（第7号様式）に使用承認証及び変更の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、合葬墓の焼骨使用の使用者については、この限りでない。

2 前項の規定は、合葬墓の生前使用の埋蔵者について準用する。

3 合葬墓の生前使用の使用者が、その承認に係る使用を取りやめたときは、合葬墓使用取りやめ届（第8号様式）に使用承認証を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第5条第3項に規定する免除の範囲は、次のとおりとする。

（1） 公の扶助を受けている者 10割

(2) 前号に準ずる者で市長が必要と認めた者 10割

2 霊園又は合葬墓の使用料の免除を受けようとする者は、霊園（合葬墓）使用料免除申請書（第9号様式）を使用の承認の申請の際に市長に提出しなければならない。

（管理の区分）

第7条 霊園及び墓地の管理は、次の区分による。

(1) 墓碑及びこれに附帯する施設（以下「墓碑等」という。）については、霊園又は墓地の使用者がその管理を行うものとする。

(2) 前号以外の施設の管理は、市長が行うものとする。

（墓碑等の制限）

第8条 条例第7条第1項に規定する工作物等の制限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 墓碑又はこれに類する設備は、地盤面から高さ3メートル以内でなければならない。

(2) 盛土は、地盤面から高さ0.45メートル以内とし、周囲を石材又はコンクリートで土留めしなければならない。

(3) 上屋類、囲障施設等は、設置してはならない。

(4) 使用場所に樹木を植栽してはならない。ただし、承認された使用場所内において、市長の許可を受けて植栽する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、霊園又は墓地の維持管理上必要な制限については、市長が別に定める。

（規制墓地の制限）

第9条 規制墓地に墓碑を設置しようとする場合は、別図に掲げるところによらなければならない。

2 規制墓地においては、盛土及び植栽をしてはならない。

（使用者の義務）

第10条 霊園又は墓地の使用人は、使用場所を清潔にし、工作物の補修その他危険防止に努めなければならない。

（使用权の継承）

第11条 相続により霊園又は墓地の使用权を継承した者は、霊園（墓地）継承届（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 使用承認証

(2) 住民票

(3) 継承の事実を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 相続以外の原因により祭しを主宰すべき者が霊園又は墓地の使用権を継承しようとする場合は、霊園(墓地)使用権譲渡承認申請書(第11号様式)に前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第12条 条例第10条各号の規定により使用の承認を取り消すときは、取り消す日の2週間前までに使用者に通知するものとする。この場合において、住所の確認できない者については、告示によりこれを行うことができる。

(霊園又は墓地の返還)

第13条 条例第11条の規定により霊園又は墓地の一部又は全部を返還しようとするときは、霊園(墓地)返還届(第12号様式)に使用承認証を添えて市長に提出しなければならない。

(埋蔵等の手続)

第14条 霊園等の使用者は、焼骨を埋蔵しようとするときは、埋蔵届(第13号様式)に使用承認証及びその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、使用承認証に埋蔵する死亡者の氏名を記載するものとする。

3 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)第2条第1項に規定する申請書は、改葬許可申請書(第14号様式)によるものとする。

(工事施行及び完工届)

第15条 霊園又は墓地の使用者が墓碑等の設置、改修、模様替え等(第3項において「工事」という。)を行うときは、墓碑等工事施工承認申請書(第15号様式)に墓碑等設計図(第16号様式)を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、墓碑等工事施工承認証(第17号様式)を交付する。

3 霊園又は墓地の使用者は、工事が完了したときは、墓碑等設置(改築)完工届(第18号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の千歳市霊園及び墓地条例施行規則第4条又は第12条の規定により交付された許可証は、この規則による改正後の千歳市霊園及び墓地条例施行規則第4条又は第15条の規定により交付された許可証とみなす。

附 則 (平成12年3月31日規則第32号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市霊園及び墓地条例施行規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成25年4月1日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間に規制墓地に設置する墓碑の仕様については、この規則による改正後の千歳市霊園及び墓地条例施行規則別図の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市霊園及び墓地条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成27年3月27日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市霊園及び墓地条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(千歳市規則で定める様式における押印の取扱い特例規則の一部改正)

- 3 千歳市規則で定める様式における押印の取扱い特例規則(平成9年千歳市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式（第2条関係）

霊園（墓地）使用承認申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 本 籍
住 所
氏 名
電 話

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例第2条第1項の規定により、霊園（墓地）の使用の承認を受けたいので申請します。

霊園（墓地）名称	霊園・共同墓地		
霊園（墓地）番号	号		
面 積・種 類	自由・規制		
焼 骨 の 有 無	有・無	焼 骨 の 所在場所	自宅・寺院・市外の墓地 その他（ ）

添付書類

- (1) 住民票
- (2) その他市長が必要と認める書類

合葬墓使用承認申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 本 籍
住 所
氏 名
電 話

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例第2条第1項の規定により、合葬墓の使用の承認を受けたいので申請します。

名 称	千歳市合葬墓	
使用の区分	焼骨使用・生前使用	
焼骨を埋蔵される者（焼骨使用の場合に記入）	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	申請者との続柄	
使 用 料		円

添付書類

1 焼骨使用の場合

- (1) 住民票及び戸籍の謄本又は抄本（千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例施行規則第3条第2号アに該当する者の場合）
- (2) 住民票の除票又は戸籍の附票（千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例施行規則第3条第2号イに該当する者の場合）
- (3) 火葬許可証、改葬許可証又は収蔵証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 生前使用の場合

- (1) 住民票又は戸籍の謄本若しくは抄本
- (2) 合葬墓埋蔵者選定届（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

合葬墓埋蔵者選定届

年 月 日

千歳市長 様

届出人 本 籍
住 所
氏 名
電 話

次のとおり私の死亡後に私の焼骨を埋蔵する者を選定したので届け出ます。

名 称	千歳市合葬墓	
使用の区分	生前使用	
埋蔵者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	

上記届出人の死亡後に当該届出人の焼骨を埋蔵する者であることに相違ありません。

年 月 日

埋蔵者 本 籍
住 所
氏 名
電 話
届出人との続柄

霊園（墓地）使用承認証							
使 用 者	本 籍						
	住 所						
	氏 名						
霊園（墓地）名称		霊園・共同墓地					
霊園（墓地）番号		号					
霊園（墓地）使用面積		平方メートル					
使 用 料		円					
管 理 料		円					
申請年月日	年 月 日	霊園（墓地）の使用を承認します。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">千歳市長 印</div>					
承認年月日	年 月 日						
摘 要							
埋 蔵 す る 死 亡 者							
改 埋 葬 承認番号	埋 蔵 年 月 日	死 亡 年 月 日	死 亡 者 所 住	氏 名	年 齢	取 者 扱 名	備 考

合葬墓使用承認証							
使用者	本 籍						
	住 所						
	氏 名						
名 称		千歳市合葬墓					
使用の区分		焼骨使用・生前使用					
使用料		円					
焼骨を埋蔵される者 (焼骨使用の場合に記入)	本 籍						
	住 所						
	氏 名						
埋 蔵 者 (生前使用の場合に記入)	本 籍						
	住 所						
	氏 名				使用者との続柄		
申請年月日	年	月	日	合葬墓の使用を承認します。			
承認年月日	年	月	日	千歳市長 印			
埋蔵する死亡者							
埋葬承認番号	埋 蔵 年 月 日	死 亡 年 月 日	住 所	氏 名	年 齢	取 扱 者 名	埋 蔵 確 認

備考

- 1 生前使用の場合、記載事項に変更が生じた場合は、速やかにこの証及び変更の事実を証する書類を添えて市長に届け出てください。
- 2 この証を亡失又は汚損した場合は、速やかに市長に届け出て、再交付を受けてください。
- 3 使用者が偽りその他不正な手段により使用の承認を受けた場合は、当該承認を取り消します。
- 4 合葬墓に焼骨を埋蔵した後は、当該焼骨を返還及び改葬することはできません。

霊園等使用承認証再交付申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり霊園（墓地・合葬墓）使用承認証の再交付を申請します。

霊園等名称	霊園・共同墓地・合葬墓
霊園（墓地）番号	号
霊園（墓地）面積	平方メートル
承認番号	千歳市承認第 号
再交付の理由	

備考 「霊園（墓地）番号」及び「霊園（墓地）面積」の欄は、霊園（墓地）使用承認証の再交付を申請する場合に記入してください。

第7号様式（第5条関係）

霊園等使用承認変更届

年 月 日

千歳市長 様

使用者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり（使用者・埋蔵者）の（本籍・住所・氏名）を変更したので届け出ます。

霊園等名称	霊園・共同墓地・合葬墓	
霊園（墓地）番号 （霊園又は墓地の使用 の場合に記入）	号	
霊園（墓地）面積 （霊園又は墓地の使用 の場合に記入）	平方メートル	
承認番号	千歳市承認第 号	
変更事項	変更前	変更後
使用者	本籍	
	住所	
	氏名	
埋蔵者 （合葬墓の生 前使用の場合 に記入）	本籍	
	住所	
	氏名	

添付書類

- (1) 使用承認証
- (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本（使用者・埋蔵者）の（本籍又は氏名の変更の場合）
- (3) 住民票（住所の変更の場合）

合葬墓使用取りやめ届

年 月 日

千歳市長 様

使用者 本 籍
住 所
氏 名
電 話

合葬墓の生前使用を取りやめたので、使用承認証を添えて届け出ます。

名 称	千歳市合葬墓
承認年月日	年 月 日
承認番号	千歳市承認第 号
生前使用を取りやめる理由	

霊園（合葬墓）使用料免除申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例第5条第3項の規定により、霊園（合葬墓）の使用料の免除を受けたいので申請します。

霊園（合葬墓）名称	霊園・合葬墓
霊園番号 （霊園の使用の場合 に記入）	号
霊園面積 （霊園の使用の場合 に記入）	平方メートル
免除の額	円
免除を必要とする理由	

添付書類 公の扶助を受けている証明書

第10号様式（第11条関係）

霊園（墓地）継承届

年 月 日

千歳市長 様

継承者 本 籍
住 所
氏 名
電 話

相続により霊園（墓地）に関する一切の事項を継承したので届け出ます。

霊園（墓地）名称	霊園・共同墓地
霊園（墓地）番号	号
霊園（墓地）面積	平方メートル
承認番号	千歳市承認第 号
前使用者住所	
前使用者氏名	

添付書類

- (1) 使用承認証
- (2) 住民票
- (3) 継承者が配偶者以外の場合は、前使用者との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本及び親族同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第11号様式（第11条関係）

霊園（墓地）使用権譲渡承認申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 本 籍
住 所
氏 名
電 話
使用者 住 所
氏 名

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例施行規則第11条第2項の規定により、霊園（墓地）に関する一切の事項を継承することについて承認を受けたいので申請します。

霊園（墓地）名称	霊園・共同墓地
霊園（墓地）番号	号
霊園（墓地）面積	平方メートル
承認番号	千歳市承認第 号
使用権を継承する理由	

添付書類

- (1) 使用承認証
- (2) 住民票
- (3) 親族同意書

第12号様式（第13条関係）

霊園（墓地）返還届

年 月 日

千歳市長 様

使用者 住 所
氏 名
電 話

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例第11条の規定により霊園（墓地）の^{一部}_{全部}を返還するので届け出ます。

霊園（墓地）名称	霊園・共同墓地
霊園（墓地）番号	号
霊園（墓地）面積	平方メートル
承認番号	千歳市承認第 号
返還する理由	

添付書類 使用承認証

第13号様式（第14条関係）

埋 蔵 届

年 月 日

千歳市長 様

使用者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり埋蔵したいので届け出ます。

霊 園 等 名 称	霊園・共同墓地・合葬墓
霊 園（墓 地）番 号 （霊園又は墓地の使用の 場合に記入）	号
承 認 番 号	千歳市承認第 号
死 亡 者 の 本 籍	
死 亡 者 の 住 所	
死亡者の氏名・年齢・性別	歳 男・女
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 亡 の 場 所	
埋 蔵 年 月 日	年 月 日（ 時 分）
使 用 者 と の 続 柄	

添付書類

- （1） 使用承認証
- （2） 火葬許可証、改葬許可証又は収蔵証明書

改葬許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項の規定により、改葬の許可を受けたいので申請します。

死亡者	本 籍				
	住 所				
	氏 名	(年齢 歳)	性別	男・女	
死亡年月日	年 月 日	申請者との続柄			
埋蔵、火葬又は収蔵した年月日	年 月 日	埋蔵、火葬又は収蔵した場所			
死亡者	本 籍				
	住 所				
	氏 名	(年齢 歳)	性別	男・女	
死亡年月日	年 月 日	申請者との続柄			
埋蔵、火葬又は収蔵した年月日	年 月 日	埋蔵、火葬又は収蔵した場所			
死亡者	本 籍				
	住 所				
	氏 名	(年齢 歳)	性別	男・女	
死亡年月日	年 月 日	申請者との続柄			
埋蔵、火葬又は収蔵した年月日	年 月 日	埋蔵、火葬又は収蔵した場所			
改葬の理由	<input type="checkbox"/> 墓碑を建立するため <input type="checkbox"/> 納骨するため <input type="checkbox"/> その他 ()				
改葬の場所	所在地				
	施設名				

備考

- 1 死亡者欄は、死産の場合にあっては、父母の本籍、住所及び氏名を記入すること。
- 2 死亡年月日欄は、死産の場合にあっては、分べん年月日を記入すること。

墓碑等工事施工承認申請書

年 月 日

千歳市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

千歳市霊園、墓地及び合葬墓条例施行規則第15条第1項の規定により、工事施工の承認を受けたいので申請します。

霊園（墓地） 名 称	霊園・共同墓地		
工 事 場 所	霊園（墓地） 面 積	平方メートル	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
施 設 概 要	1 墓碑高さ メートル 2 盛土高さ メートル 3 囲障高さ メートル 4 植 栽 (有・無)	工 事 内 容	1 墓石工事 2 基礎工事 3 補築工事 4 その他
工 事 請 負 者	住所 氏名		

添付書類

- (1) 使用承認証の写し
- (2) 設計図
- (3) 仕様書

第16号様式（第15条関係）

墓 碑 等 設 計 図

1 基礎			2 墓碑			3 垣		4 木標・その他		
地上	材料		区 分	材 料	規格（タテ×ヨコ×高さ）	種 類	高 さ	墓 誌	有	無
	厚さ		碑 石					地 蔵	有	無
			蓮華台					灯ろう	有	無
地下	材料		上 台			材 料	柱 数	碑	正 面	
			中 台						裏 面	
	厚さ		その他					文		
正面図			平面図							
						業 者	住 所			
							氏 名			

第17号様式（第15条関係）

千歳市承認第				号
墓碑等工事施工承認証				
年 月 日				
様				
千歳市長				印
<p>年 月 日付けで申請のあった墓碑等工事施工について、次のとおり承認します。</p>				
届出者	住所			
	氏名			
霊園 (墓地) 名称	霊園・共同墓地	工事場所		
工事 請負者	住所			
	氏名			
工事期間	年 月 日から		年 月 日まで	

墓碑等設置（改築）完工届

年 月 日

千歳市長 様

使用者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付けで承認された次の工事は、年 月 日に着手し、
年 月 日に完了したので届け出ます。

霊園（墓地）名称	霊園・共同墓地
霊園（墓地）番号	号
霊園（墓地）面積	平方メートル
霊園（墓地）使用承認番号	千歳市承認第 号
墓碑等施工承認番号	千歳市承認第 号

添付書類

- (1) 施工中及び施工後の写真
- (2) その他市長が必要と認める書類